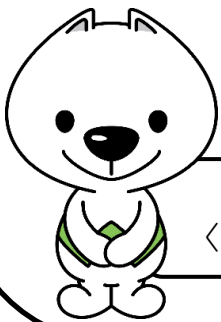


「和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度」 のご案内

県では、「障害者等用駐車区画」の適正な利用を図るため、移動に配慮を要する方々（障害のある方など）に対して、利用証を交付しています。



⇒交付対象となる方は裏面のとおりです。

問い合わせ先 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課
〈電話〉073-441-2532 〈受付時間〉平日（月～金）9:00～17:45

「和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度」 のご案内

県では、「障害者等用駐車区画」の適正な利用を図るため、移動に配慮を要する方々（障害のある方など）に対して、利用証を交付しています。



⇒交付対象となる方は裏面のとおりです。

問い合わせ先 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課
〈電話〉073-441-2532 〈受付時間〉平日（月～金）9:00～17:45

交付対象者は以下のとおりです。

交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、移動に配慮が必要な方です。詳細は、県庁障害福祉課ホームページをご覧ください。表面の問い合わせ先へご連絡ください。

利用証について

有効期間などによって2種類あります。



和歌山県からのお願い

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーにつり下げるなど、利用証の有効期限が確認できるよう外から見えやすい位置に掲示していただけますようよろしくお願いします。

(駐車禁止除外指定車標章でも代用できます。)

また、有効期限が切れている場合は、再度申請が必要ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本当に必要とする方がいつでも駐車できる環境づくりに
ご理解とご協力をお願いします

交付対象者は以下のとおりです。

交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、移動に配慮が必要な方です。詳細は、県庁障害福祉課ホームページをご覧ください。表面の問い合わせ先へご連絡ください。

利用証について

有効期間などによって2種類あります。



和歌山県からのお願い

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーにつり下げるなど、利用証の有効期限が確認できるよう外から見えやすい位置に掲示していただけますようよろしくお願いします。

(駐車禁止除外指定車標章でも代用できます。)

また、有効期限が切れている場合は、再度申請が必要ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本当に必要とする方がいつでも駐車できる環境づくりに
ご理解とご協力をお願いします